

児童手当の対象年齢が拡大されました！

平成18年4月1日から支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて所得制限が引き上げられます。制度改正により、新たに児童手当を受けられる場合は、請求手続きが必要になります。なお、この改正による新規請求は、平成18年9月30日までに受け付けたもの限り、4月1日（または支給要件に該当した日）に遡って支給されます。



①小学校4年生の児童がいる保護者の方 (平成8年4月2日～平成9年4月1日生)

これまで、その児童に係る児童手当を受給していた場合、手続きは必要ありません。

②小学校5年生または6年生の子供がいる保護者の方 (平成6年4月2日～平成8年4月1日生)

その児童の兄弟姉妹に係る児童手当を受給されている場合は、額改定の認定請求が必要となります。これまで、受給していない場合は新規の認定請求が必要です。

③これまで所得制限により受給していない保護者の方

所得制限限度額の引き上げにより、新たに手当を受給できる場合がありますので、新規認定請求の手続きが必要となります。所得限度額は次のとおりです。

所得制限限度額は、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得額で判定します。

所得には一定の控除があります。また所得制限は年によって変更されることがありますので、詳しくは市民課窓口へお問い合わせください。

サラリーマン (厚生年金等加入者)	自営業者 (国民年金加入者)	扶養親族等の数
532.0万円	460.0万円	0人
570.0万円	498.0万円	1人
608.0万円	536.0万円	2人
646.0万円	574.0万円	3人
684.0万円	612.0万円	4人

認定請求に必要な書類等

- 印かん(認印で可)
- 申請者及び児童の健康保険者証の写し
- 申請者名義の預金通帳の写し
- 所得証明書
(今年1月1日の時点で、請求する市町村に住所がなかった場合)

受給者の方へ

6月は、児童手当受給者の「現況届」提出の月です。忘れずに提出しましょう！

お問い合わせ・請求先 各総合支所 または 住民センター市民課 福祉保健係まで（公務員の方は勤務先へ）

市・県民税の制度が変わります！

少子・高齢化社会が進むなか、現代社会にあった制度にするために、これまでの世代間での税負担の格差を縮め、どの世代においても、広く公平に、税を担う能力に応じて負担を分かち合うための法律改正が行われました。



おもな改正点

- (1) 65歳以上の方の市・県民税が改正されます
- (2) 妻の均等割額が改正されます
- (3) 定率減税が少なくなります

(1) 65歳以上の方の市・県民税について

【改正の内容】

- ① 公的年金等控除の改正（140万円→120万円）
- ② 非課税措置の廃止
- ③ 老年者控除の廃止（48万円→0円）

◆ 公的年金等収入の所得計算法 65歳以上（昭和16年1月1日以前に生まれた方）の方 ◆

改正前	
年金収入（A）	所得計算法
260万円未満	A - 1,400,000円
260万円以上460万円未満	A × 0.75 - 750,000円
460万円以上820万円未満	A × 0.85 - 1,210,000円
820万円以上	A × 0.95 - 2,030,000円



改正後：平成18年度課税	
年金収入（A）	所得計算法
330万円未満	A - 1,200,000円
330万円以上410万円未満	A × 0.75 - 375,000円
410万円以上770万円未満	A × 0.85 - 785,000円
770万円以上	A × 0.95 - 1,555,000円

(2) 妻の均等割額について

『均等割の納税義務を負う夫と生計をともにし、夫と同じ市町村内に住んでいる妻』に適用されていた均等割の非課税制度がなくなります。

これにより、平成17年度は経過措置により2分の1が減額されていましたが、**今年度以降は全額課税**されます。

(3) 定率減税について

これまで、所得割額の15%が一律に減額されていましたが、平成18年度から減税が半減します。

【15%（4万円を上限）→ **7.5%**（2万円を上限）】

お問い合わせ 南島原市役所 総務部 税務課市民税班 TEL050-3381-5023